令和７年　第３回

戸田市教育委員会定例会

令和７年３月２１日

戸田市教育委員会

第３回教育委員会（定例会）次第

１　開会

２　前回の会議録の承認

３　教育委員提案　　別添　資料№.１のとおり

４　報告事項　　　　別添　資料№.２のとおり

５　議事　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ページ

（１）議案

議案第　９号　戸田市教育委員会を実施機関とする行政文書の管理に関する規則（案）の制定について・・１

議案第１０号　戸田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則（案）について・・・・・・・５

議案第１１号　戸田市公文書管理条例附則第１０項の規定による歴史的価値を有すると認められる文書の移管に関する規則（案）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

議案第１２号　令和７年度戸田市学校運営協議会の委員の任命について【秘密会】・・・【当日配布】

議案第１３号　戸田市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則（案）について・・９

議案第１４号　戸田市学校給食等費用助成金交付要綱（案）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

議案第１５号　令和７年度戸田市教育委員会事務局職員の人事異動（案）について【秘密会】・・【当日配布】

議案第１６号　戸田市学校給食衛生委員会規程を廃止する訓令（案）について・・・・・・・・・・・・・・・１９

６　その他

（１）次回の教育委員会の日程（案）

令和７年４月１６日（水）午前９時３０分～

（２）その他

７　閉　　会

議案第９号

概要書

戸田市教育委員会を実施機関とする行政文書の管理に関する規則（案）の制定及び戸田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則（案）について

1　制定・改正理由

【制定】

・これまで、教育委員会等各行政機関における文書の取扱いに係る根拠規定は、各々で取扱いを規定しており、教育委員会においては、「戸田市教育委員会事務局規則」第6条にて市長部局規則における戸田市文書管理規定の例によるものとする。と規定されていた。しかしながら、令和7年4月1日から施行予定の「戸田市公文書管理条例※」の制定に伴い、文書の取扱いが、各行政機関統一のルールとなることから、市長が定める戸田市公文書管理条例施行規則に準じた措置を実施するため、新たな例規を制定する。

※戸田市公文書管理条例の概要については、別添のとおり

【一部改正】

・上記理由から、教育委員会の文書管理規則が新たに制定されることに伴い所要の改正を行う。

2　内容

【制定】

・戸田市公文書管理条例の施行に伴い、市長が定める戸田市公文書管理条例施行規則に準じた措置を実施するための例規の制定をする。

【一部改正】

・戸田市公文書管理条例の施行に伴い、従前の市長が定める戸田市文書管理規程の準用規定を削るとともに、教育委員会事務局組織の文書記号を新たに規定する。（第６条の改正）

3　施行日

令和7年4月1日

戸田市の新しい公文書管理のルール（案）の概要

１．公文書管理の統一的なルール（条例）を制定

・新たに（仮称）戸田市公文書管理条例を制定し、情報公開制度・個人情報保護制度と同様に、市の実施機関共通の統一的な公文書管理のルールを定め、令和７年４月１日から制度の運用を開始します。
・個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号「個人情報保護法」）による全国共通ルールの適用を受けて、厳格な管理が求められる「保有個人情報」の管理を強化します。

２．公文書管理法に基づいた目的規定

・公文書等の管理に関する法律（平成２１年法律第６６号「公文書管理法」）の趣旨を市の公文書管理に取り入れます。
・目的規定では、公文書を「市民共有の知的資源」と位置づけ、市民が利用し得ること、適正な文書管理により「市政の適正かつ効率的な運営」と「現在及び将来の市民に説明する責務」を全うし、「市の政策立案能力の向上」、「市民生活の向上及び文化の発展に寄与」することを規定します。

３．公文書館（機能）の設置

・公文書館法（昭和６２年法律第１１５号）に基づく公文書館（機能）を行政管理課に設置します。
・設置に伴い、郷土博物館が選別し、収集・保存してきた歴史公文書を公文書館に移管します。
・公文書館は、文書の作成・収受から保存期間が満了し、廃棄又は歴史公文書として移管するまでの行政文書の適正な管理に加え、移管後の歴史公文書の整理・保存・利活用を一元的に所管します。
・公文書館が文書管理に関する調査を行うことで、個人情報等の適切な管理を推進できるようにするとともに、市民及び職員が必要な情報（文書）に容易にアクセスできる仕組みを整備します。

４．保存期間「永年」の廃止、「３０年」の新設

・従来の最長の保存期間である「永年」を廃止し、国の公文書管理法に合わせ「３０年」を新設します。
・すべての文書の保存期間を有期限とすることで、期間を定めた統一的な文書の管理・保存を実現し、市の組織改正等に伴う所属間の文書の移動をスムーズに行うことができるようにします。
・また、保存期間が満了した文書の歴史公文書への移管を促進させます。

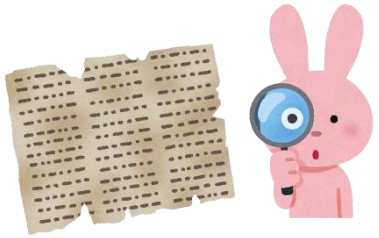

５．文書を保存・廃棄する際のチェック体制の強化

・国をはじめ他の自治体でも文書の不適切な取扱い事案が報告されています。本市におけるこれまでの担当課と行政管理課による相互チェックや文書庫等での集中管理に加えて、条例では歴史公文書の指定や文書を廃棄する際に、（仮称）戸田市公文書管理・情報公開・個人情報保護運営審議会の外部有識者にも意見を聴く機会を設けます。これにより、外部有識者と公文書館の専門的な視点を含む複数の視点から保存・移管・廃棄をより適切に行うこととします。

６．歴史公文書の指定手続きの早期化

・現在、歴史公文書の選別は、保存期間の満了時に郷土博物館が実施しています。
・条例施行後は、担当課と公文書館との協議を速やかに実施し、保存期間の満了後に歴史公文書として公文書館が永久に保存する文書の指定手続（レコードスケジュールの設定）をできる限り早期化します。
・歴史公文書として永久に保存する文書を早期に指定することで、特に電子文書として保存するファイルについて、電子データとしての見読性を保持して長期間保存するための適切な措置をとれるようにします。
・なお時間の経過によって、文書の評価が変化し、新たに歴史公文書に該当する場合があることを踏まえ、一度定めた評価（レコードスケジュール）を保存期間の満了時にも再度確認します。

７．市民が歴史公文書を利用できる制度の新設

・これまでも情報公開制度により保存期間内の行政文書を公開してきました。歴史公文書についても、情報公開制度と同様に市民が利用できるよう、条例の規定により市民が利用請求をできる制度を新設します。
・利用にあたっては、公文書館が公開する目録に基づき公文書館で利用請求を受け付け、個人情報等の公開できない部分の確認を行い、当該文書の所管課の意見を聴いたうえで、適切に利用に供します。
・その他、情報公開制度に合わせた利用請求に準じた情報提供を行います。

８．職員研修の実施・充実

・従来の文書管理に関する研修に加え、条例には、その目的を実現するために必要な研修を行うことを規定し、より適切な文書管理が実現するよう公文書館を中心に必要な研修を実施します。

戸田市の新しい公文書管理のルール（案）による文書のライフサイクル

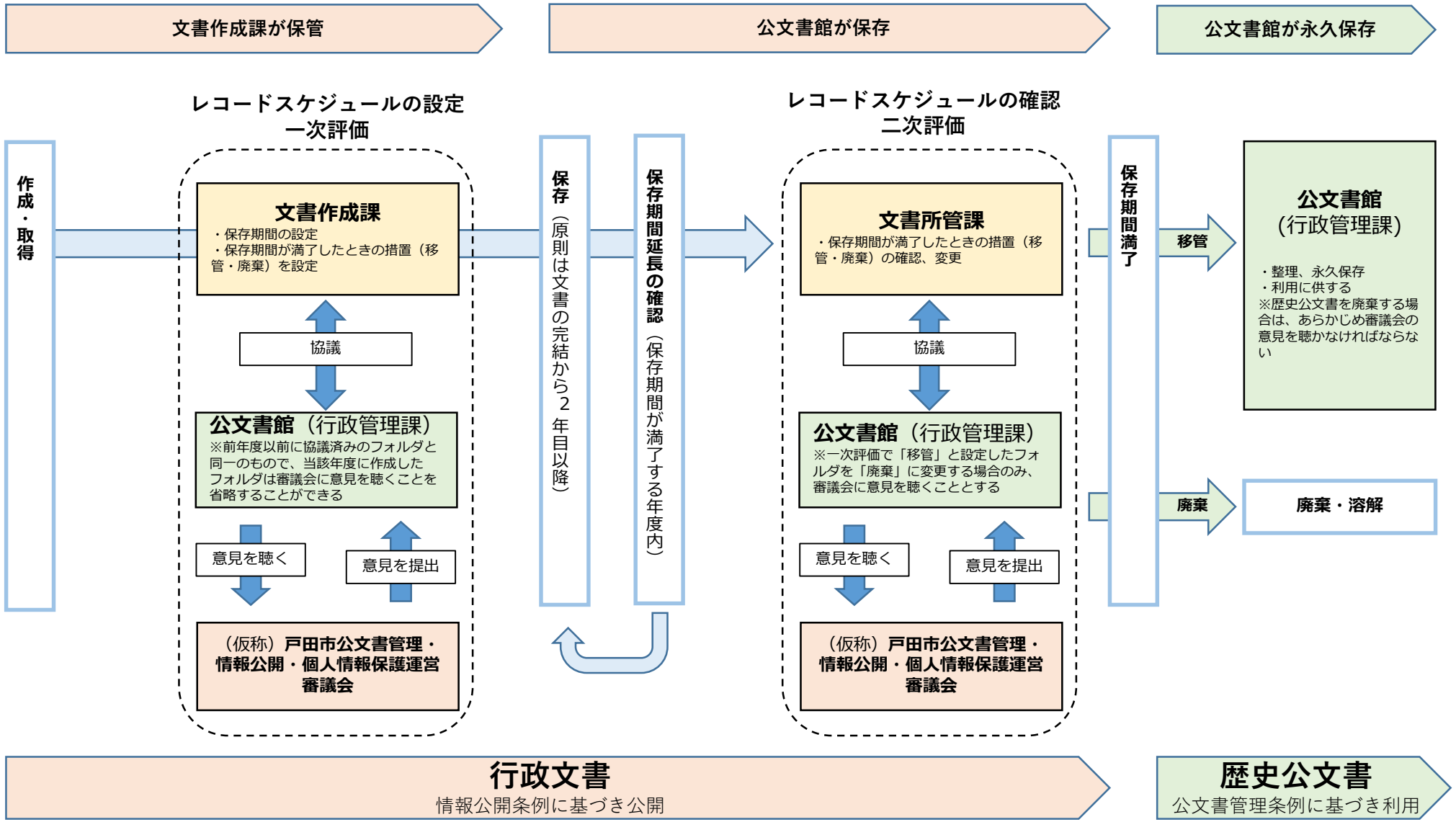

戸田市教育委員会を実施機関とする行政文書の管理に関する規則（案）

戸田市教育委員会が管理する行政文書に係る戸田市公文書管理条例（令和７年条例第　号）の施行については、別に定めるもののほか、戸田市公文書管理条例施行規則（令和７年規則第　号）及び戸田市文書管理規程（昭和６２年訓令第３号）の例による。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

戸田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則（案）

戸田市教育委員会事務局組織規則（昭和４８年教育委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。

第６条を次のように改める。

（文書記号）

第６条　事務局における文書記号は、次のとおりとする。

区分	記号
教育総務課	教総
学務課	教学
教育政策室	教政
学校給食課	教給
生涯学習課	教生

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

戸田市教育委員会事務局組織規則新旧対照表

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後（案）</th></tr>
<tr><td>第１条～第５条　（略）
（準用）
第６条　事務局における文書の取扱いは、戸田市文書管理規程（昭和６２年訓令第３号）の例による。

附　則　（略）</td><td>第１条～第５条　（略）
（文書記号）
第６条　事務局における文書記号は、次のとおりとする。

<table><tr><td>区分</td><td>記号</td></tr><tr><td>教育総務課</td><td>教総</td></tr><tr><td>学務課</td><td>教学</td></tr><tr><td>教育政策室</td><td>教政</td></tr><tr><td>学校給食課</td><td>教給</td></tr><tr><td>生涯学習課</td><td>教生</td></tr></table>
附　則　（略）
附　則
この規則は、令和７年４月１日から施行する。</td></tr>
</table>

概要書

戸田市公文書管理条例附則第10項の規定による歴史的価値を有すると認められる文書の移管に関する規則（案）について

1　制定理由

・戸田市立郷土博物館（戸田市アーカイブズ・センター）では、市史編さん事業を契機に、行政文書の保存年限が満了するも歴史的価値が認められる文書（歴史公文書）の収集を継続して行い、将来の一般公開に向け、整理・保存作業を進めてきた。

・令和7年4月1日施行の戸田市公文書管理条例（以下「条例」という。）の施行に伴い、市役所本庁舎（行政管理課窓口）に戸田市公文書館を設置し、歴史公文書の市民等からの利用請求に基づく利用を開始する。

2　内容

本規則は、郷土博物館（戸田市アーカイブズ・センター）が収集・整理・保存してきた歴史公文書について、その管理を条例附則第10項に基づき、教育委員会から市長に移管することを規則で規定する。

3　施行日

令和7年4月1日

戸田市公文書管理条例附則第１０項の規定による歴史的価値を有すると認められる文書の移管に関する規則（案）

（対象文書）

第１条　戸田市公文書管理条例（令和７年条例第　号）附則第１０項の規定による歴史的価値を有すると認められる文書は、同条例の施行の際現に、戸田市文書管理規程の一部を改正する規程（令和７年訓令第　号）の規定による改正前の戸田市文書管理規程（昭和６２年訓令第３号）第３４条第４項の規定により歴史的価値を有すると認められたことにより、市長から戸田市立郷土博物館に移管され、戸田市立郷土博物館が保存している文書とする。

（移管の時期）

第２条　前条に規定する文書を市長に移管する時期は、令和７年４月１日とする。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

概要書

戸田市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則（案）、戸田市学校給食等費用助成金交付要綱（案）及び戸田市学校給食衛生委員会規程を廃止する訓令（案）について

１　改正・発足・廃止理由

令和７年４月から市内公立中学校に通う生徒の給食費を無償とするため、及び給食センターに安全衛生推進者を置くため、規則を整理する。給食費無償化に併せて、食物アレルギーその他の理由により学校給食の提供を受けていない生徒の保護者や特別支援学校中学部に在籍している生徒の保護者に対し、学校給食費相当額を助成するため、要綱を制定する。また、安全衛生推進者設置に伴い、衛生委員会が廃止となることから、当該規程を廃止する。

２　改正内容（戸田市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則）

第２条第３項中「主任」の次に「その他必要な職員」を加え、「第１７条」を「第１８条」に改める。

第４条の次に次の１条を加える。

（安全衛生推進者）

第４条の２　事業場の常時使用する職員が１０人以上５０人未満の場合は、法第１２条の２の規定により、給食センターに安全衛生推進者を置く。

第２項　安全衛生推進者は、第２条に規定する職員のうちから教育委員会が任命する。

第１１条の見出し中「（」の次に「児童の」を加え、同条第１項中「生徒」を削り、同項第１号中「・中」を削り、同条第２項中「生徒」を削り、同条の次に次の１条を加える。

（生徒の給食費の減免）

第１１条の２　条例第８条の規定による給食費の減額又は免除は市立の中学校に在籍する生徒に係る給食費を対象とする。

３　発足内容（戸田市学校給食等費用助成金交付要綱）

第１条　目的について規定
第２条　定義について規定
第３条　助成対象者について規定
第４条　助成金の額及び支給方法について規定
第５条　助成金の申請について規定
第６条　助成金の交付決定について規定
第７条　助成金の交付について規定
第８条　助成金の調査について規定
第９条　変更の届出について規定
第１０条　交付決定の取消しについて規定
第１１条　助成金の返還について規定
第１２条　その他について規定

施行日

規則　令和７年４月１日から施行する。

要綱　令和７年４月１日から施行する。

訓令　令和７年４月１日から施行する。

戸田市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則（案）

戸田市立学校給食センター条例施行規則（昭和４５年教育委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「主任」の次に「その他必要な職員」を加え、「第１７条」を「第１８条」に改める。

第４条の次に次の１条を加える。

（安全衛生推進者）

第４条の２　事業場の常時使用する職員が１０人以上５０人未満の場合は、法第１２条の２の規定により、給食センターに安全衛生推進者を置く

第２項　安全衛生推進者は、第２条に規定する職員のうちから教育委員会が任命する。

第１１条の見出し中「（」の次に「児童の」を加え、同条第１項中「生徒」を削り、同項第１号中「・中」を削り、同条第２項中「生徒」を削り、同条の次に次の１条を加える。

（生徒の給食費の減免）

第１１条の２　条例第８条の規定による給食費の減額又は免除は市立の中学校に在籍する生徒に係る給食費を対象とする。

附則の次の別記様式の２様式を改める。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

戸田市立学校給食センター条例施行規則新旧対照表

改正前	改正後（案）
第１条　（略） （職員） 第２条　（略） ２　（略） ３　主幹、副主幹、専門官、主査及び主任の基本的な職務は、それぞれ戸田市行政組織規則第１３条から第１７条までの規定を準用する。 第３条・第４条　（略）	第１条　（略） （職員） 第２条　（略） ２　（略） ３　主幹、副主幹、専門官、主査及び主任その他必要な職員の基本的な職務は、それぞれ戸田市行政組織規則第１３条から第１８条までの規定を準用する。 第３条・第４条　（略） （安全衛生推進者） 第４条の２　事業場の常時使用する職員が１０人以上５０人未満の場合は、法第１２条の２の規定により、給食センターに安全衛生推進者を置く。 第２項　安全衛生推進者は、第２条に規定する職員のうちから教育委員会が任命する。
第５条～第１０条　（略） （給食費の減免） 第１１条　条例第８条の規定による給食費の減額又は免除は、１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者から数えて３人目の児童生徒（以下「第３子」という。）を養育する者について、次に掲げるところにより行うものとする。ただ	第５条～第１０条　（略） （児童の給食費の減免） 第１１条　条例第８条の規定による給食費の減額又は免除は、１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者から数えて３人目の児童（以下「第３子」という。）を養育する者について、次に掲げるところにより行うものとする。ただし、

改正前	改正後（案）
し、生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による保護その他公的扶助制度により学校給食費に相当する額の給付を受けている場合は、この限りでない。 (1)　次のいずれにも該当する者　免除 ア　市内に住所を有していること。 イ　市民税及び市立の小・中学校の給食費を滞納していないこと。 (2)　（略） ２　減額又は免除の対象は、第３子以降の児童生徒に係る給食費とする。 ３・４　（略）	生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による保護その他公的扶助制度により学校給食費に相当する額の給付を受けている場合は、この限りでない。 (1)　次のいずれにも該当する者　免除 ア　市内に住所を有していること。 イ　市民税及び市立の小学校の給食費を滞納していないこと。 (2)　（略） ２　減額又は免除の対象は、第３子以降の児童に係る給食費とする。 ３・４　（略） （生徒の給食費の減免） 第１１条の２　条例第８条の規定による給食費の減額又は免除は市立の中学校に在籍する生徒に係る給食費を対象とする。
第１２条・第１３条　（略） 附　則　（略）	第１２条・第１３条　（略） 附　則　（略） （施行期日） この規則は令和７年４月１日から施行する。
第１号様式・第２号様式　（略）	第１号様式・第２号様式　（略）

戸田市学校給食等費用助成金交付要綱（案）

令和７年　月　日市長決裁

（目的）

第１条　この要綱は、保護者の経済的負担を軽減することにより教育の充実及び子育て支援を図るため、保護者が負担する学校給食等に要する経費に対し、予算の範囲内で戸田市学校給食等費用助成金（以下「助成金」という。）を交付することを目的とする。

２　助成金の交付手続等に関しては、戸田市補助金等交付規則（平成２１年規則第６号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　学校給食等　学校給食法（昭和２９年法律第１６０号）第３条第１項に規定する学校給食（以下「学校給食」という。）及びそれと同じ目的で生徒が摂る食事として市長が認めるものをいう。

(2)　保護者　住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）の規定による本市の住民基本台帳に記録がある生徒と居住し、養育しているものをいう。

（助成対象者）

第３条　助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による保護その他公的扶助制度又は他の地方公共団体において、学校給食等費用に相当する額の給付を受けている場合は、この限りでない。

(1)　戸田市立の中学校に在籍し、食物アレルギーその他の理由により学校給食の提供を受けていない生徒の保護者

(2)　戸田市立以外の特別支援学校（中学部に限る。）に在籍している生徒の保護者

(3)　その他市長が特に交付することが適当と認める者

（助成金の額及び支給方法）

第４条　助成金の額は戸田市立学校給食センター条例施行規則（昭和４５年教委規則第２号）第８条の学校給食費の額に準ずる。

２　当該年４月１日時点で助成対象者である者には、４月から翌年３月までの内８月を除いた（以下「助成対象期間」という。）月数に前項に規定する月額を乗じて得た額を支給するものとする。

３　当該年４月２日以降に助成対象者となった者には、当該日の属する月の翌月（当該日が月の初日であるときは、当該日の属する月）から翌年３月までの内８月を除いた月数に第１項に規定する月額を乗じて得た額を支給するものとする。

４　助成対象月数に変更が生じた場合の第２項及び第３項の規定の適用については、「翌年３月」とあるのは「助成対象の最終月」と読み替えるものとする。

（助成金の申請）

第５条　助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、戸田市学校給食等費用助成金申請書兼請求書（第１号様式）を市長に提出しなければならない。

２　前項の規定による申請は、当該年８月１日から同年９月３０日までに行うものとする。ただし、前条第３項の助成対象者及び市長が認める者についてはこの限りではない。

（助成金の交付決定）

第６条　市長は、前条に規定する申請があったときは、適否を審査の上、助成金交付の可否を決定し、戸田市学校給食等費用助成金交付（不交付）決定通知書（第２号様式）により申請者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第７条　市長は、前条の規定により助成金の交付決定をしたときは、当該交付決定者に対して助成金を交付するものとする。

（助成金の調査）

第８条　市長は、助成金の交付に関し必要と認めたときは、申請者に対し報告を求め、又は調査することができる。

（変更の届出）

第９条　申請者は、助成対象期間中に助成対象者の要件に該当しなくなったときは、戸田市学校給食等費用助成金変更届（第３号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第１０条　市長は、第６条の規定により助成金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　偽りその他不正の手段により助成金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2)　前条の届出等により助成対象者の要件に該当しなくなったことが判明したとき。

（助成金の返還）

第１１条　市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

２　前条第２号に係る前項の返還を命ずる場合において、規則第２２条の規定については、適用しないものとする。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

（この要綱の失効）

第１号様式（第５条関係）

戸田市学校給食等費用助成金申請書兼請求書

年　　月　　日

（宛先）
戸田市長

申請者　住所
（保護者等）　氏名
生徒との続柄：
電話番号

戸田市学校給食等費用助成金交付要綱第５条の規定により次のとおり申請（請求）します。また、下記同意事項に同意します。

対象生徒	フリガナ			
	氏　　名			
	生年月日	年　　月　　日		
	学 校 名		学年	年
学校給食の有無	有 ・ 無	（無の場合） 昼食形態	例：弁当持参	
同種補助の内容	有 ・ 無	（有の場合） 名称・期間	名称： 期間：	
請求金額	中学校	4,600 円×　　ヶ月＝　　円		

【振込先】

金融機関名		支店名	
預金種類	普通　・　当座	口座番号	
ゆうちょ銀行	【記号（５桁）】　　【番号（８桁）】		
フリガナ			
口座名義人			

同意事項

1　助成金の交付事務に関し個人情報を利用すること。
2　助成金の交付に関し必要があるときは、申請者世帯員の世帯状況、生活保護等の受給状況及び同種補助の受給状況について、照会・調査すること。
3　本申請の内容に変更があった場合速やかに届け出ること。

第　　号
年　　月　　日

様

戸田市長　　氏　　名　　印

戸田市学校給食等費用助成金交付（不交付）決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった戸田市学校給食等費用助成金の交付について、戸田市学校給食等費用助成金交付要綱第６条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

１　決定内容　　（　　交付　　・　　不交付　　）

２　交付の内容

助成年度	年度	補助金等の名称	戸田市学校給食等費用助成金	交付番号	
生徒の氏名		学校名		学年	交付金額
				年	円

３　不交付の理由

第３号様式（第９条関係）

戸田市学校給食等費用助成金変更届

年　　月　　日

（宛先）
戸田市長

申請者（保護者）
住所
氏名
電話番号

年　　月　　日付け　　第　　号で決定を受けた戸田市学校給食等費用助成金の交付について、決定内容に変更があったので、戸田市学校給食等費用助成金交付要綱第９条の規定により、次のとおり届出します。

生徒の氏名	
変更等の内容	変更前 変更後
変更の理由	
変更の（予定） 年　月　日	

戸田市学校給食衛生委員会規程を廃止する訓令（案）

戸田市学校給食衛生委員会規程（令和５年教育委員会訓令第１号）は、廃止する。

附　則

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。

4月教育委員会関係【会議】日程表

日	曜日	会議名		内　　容	時　　間	場　所	主管課
1	火		第1回異動者研修会	他市からの異動者に向けた研修会	13:00～	教育センター	教育政策室
2	水		（教育政策室） 任用通知書交付式	学校経営アドバイザー、心の教育アドバイザー、教育相談コーディネーターに任用通知書を交付	9:00～	教育委員室	教育政策室
3	木		（教育政策室） 任用通知書交付式	小・中学校アクティブティーチャー、小・中学校スクールサポーター、本好きサポーター、さわやか相談員、ボランティア相談員、日本語指導員、中学校ALT・ALT指導員に任用通知書を交付	9:45～	文化会館 教育センター	教育政策室
4	金						
5	土						
6	日						
7	月						
8	火						
9	水						
10	木						
11	金		生徒指導委員会委嘱状交付式	委員に委嘱状を交付	15:30～	教育センター	教育政策室
12	土						
13	日						
14	月						
15	火		戸田市子供の体力向上推進委員会委嘱状交付式及び第1回委員会	委員に委嘱状を交付し、第1回目の委員会で協議	15:30～	教育センター	教育政策室
16	水		戸田市難聴言語通級指導教室入室支援委員会委嘱状交付式及び第1回委員会	委員に委嘱状を交付し、第1回目の委員会で協議	15:30～	教育センター	教育政策室
			学警連第1回役員会	蕨・戸田地区の生徒指導上の情報交換等を学校・警察による組織で行う	15:30～	オンライン	教育政策室
17	木						
18	金						
19	土		小学校林間学校合同実地調査	林間学校の実施に向けた実地調査を市内全小学校で合同で実施する		国立赤城青少年交流の家など	教育政策室
20	日						
21	月						
22	火		就学支援委員会委嘱状交付式及び第1回委員会並びに調査専門部会	委員に委嘱状を交付し、第1回目の調査専門部会で協議	15:30～	教育センター	教育政策室
23	水		戸田市小・中学校初任者研修会	初任者の研修	15:00～	オンライン	教育政策室
			プレゼンテーション研修会	1月に開催されるプレゼンテーション大会に向けて教職員研修	15:30～	オンライン	教育政策室
24	木						
25	金						
26	土						
27	日						
28	月						
29	火						
30	水						

4月教育委員会関係【行事・講座等】日程表

日	曜日	会議名		内　　容	時　　間	場　所	主管課
1	火		託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士が子どもを預かる	①9:30～10:20 ②10:30～11:20 ③11:30～12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
2	水						
3	木		託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士が子どもを預かる	①9:30～10:20 ②10:30～11:20 ③11:30～12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
4	金		ととけっこの部屋	親子で一緒にわらべうたで遊び、絵本の読み聞かせを楽しむ	11:00～11:30	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
4	金		赤ちゃんおはなし会	絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など	10:30～12:00	あいパル2階 和室	生涯学習課
5	土		おはなし玉手箱	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	11:00～11:30	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
5	土		スマホ・パソコン質問コーナー	パソコン・スマートフォン・タブレット等の基本操作などの各種IT相談	9:00～12:00	美笹公民館	生涯学習課
6	日		パルシアターと かみとだおはなし会	上映作品 「ぼくは王さま」3歳児～小学校低学年向けの絵本の読み聞かせ、おはなしなど。	10:30～12:00	あいパル3階 研修室	生涯学習課
6	日		子供映画会スペシャル	映画おしりたんてい『さらば愛しき相棒よ』(全2回・71分)	10:30～15:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
7	月						
8	火		託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士が子どもを預かる	①9:30～10:20 ②10:30～11:20 ③11:30～12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
8	火		小・中学校始業式(午前) 中学校入学式(午後)				
9	水		おはなし玉手箱	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	11:00～11:30	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
9	水		小学校入学式(午後)				
10	木		託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士が子どもを預かる	①9:30～10:20 ②10:30～11:20 ③11:30～12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
11	金		赤ちゃんおはなし会	絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など	10:30～12:00	あいパル2階 和室	生涯学習課
12	土		子供映画会	「トムとジェリー2」(52分)	10:30～11:30	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
12	土		スマホ・パソコン質問コーナー	パソコン・スマートフォン・タブレット等の基本操作などの各種IT相談	13:00～16:00	下戸田公民館	生涯学習課
12	土		おはなし玉手箱	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	15:30～16:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
13	日						
14	月						
15	火		託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士が子どもを預かる	①9:30～10:20 ②10:30～11:20 ③11:30～12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
16	水						
17	木		託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士が子どもを預かる	①9:30～10:20 ②10:30～11:20 ③11:30～12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
17	木		全国学力・学習状況調査(CBT理科は14日～17日で分散実施)				
18	金		赤ちゃんおはなし会	絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など	10:30～12:00	あいパル2階 和室	生涯学習課
19	土		おはなし玉手箱	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	15:30～16:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
20	日		かみとだおはなし会	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなし、工作など	10::30～11:30	あいパル3階 研修室	生涯学習課
20	日		絵本カフェ～絵本のちょっとした話～	絵本をテーマに楽しくおしゃべり。今回は、「はなさかじいさん」を深堀します。	10:00～12:00	あいパル2階 キッチンスタジオ	生涯学習課
20	日		スマホ・パソコン質問コーナー	パソコン・スマートフォン・タブレット等の基本操作などの各種IT相談	13:00～16:00	新曽公民館	生涯学習課
21	月						

日	曜日	会議名		内　　容	時　　間	場　所	主管課
22	火		託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、 学習ができるように、保育士が子どもを預かる	①9:30～10:20 ②10:30～11:20 ③11:30～12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
22	火		絵本の読み聞かせ広場	絵本の読み聞かせ・紙芝居等	10:30～11:30	下戸田公民館	生涯学習課
23	水		おはなし玉手箱	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	11:00～11:30	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
24	木		託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、 学習ができるように、保育士が子どもを預かる	①9:30～10:20 ②10:30～11:20 ③11:30～12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
24	木		学校公開（戸田中）				
25	金		みんなでパルるんひろば	前半は絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など。 後半は保護者同士の交流や、保健師への相談、司書への絵本の相談	10:00～11:30	あいパル3階 軽体育室	生涯学習課
25	金		市内離任式				
26	土		おはなしの部屋	読み聞かせ、昔話などの語り	15:30～16:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
26	土		野鳥を見よう①	野鳥を中心にその時見られる生き物を観察する	9:30～12:00	彩湖自然 学習センター	生涯学習課
27	日		はらっぱであそぼう	センター周辺の草花を使って遊ぶ	10:00～11:30	彩湖自然 学習センター	生涯学習課
28	月						
29	火		託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、 学習ができるように、保育士が子どもを預かる	①9:30～10:20 ②10:30～11:20 ③11:30～12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
29	火		図鑑名人になろう	クイズにチャレンジして、図鑑名人を目指そう！	①14:30～15:00 ②15:10～15:40	中央図書館 1階ロビー	生涯学習課
29	火		昆虫をさがそう：春	イモムシを中心にその時見られる生き物を観察する	10:00～11:30	彩湖自然 学習センター	生涯学習課
30	水		埼玉県学力・学習状況調査				

資料　ＮＯ．１

教育委員提案

令和７年第３回教育委員会(定例会)

令 和 ７ 年 ３ 月 ２ １ 日 （ 金 ）

戸 田 市 役 所 ３ 階　 教 育 委 員 室

１　教育委員提案

ページ

① 学校施設の樹木管理等について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ １
（教育総務課）

② ジェンダーフリー教育について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ９
（教育政策室）

令和7年3月　教育委員提案①

学校施設の樹木管理等について

戸田市教育委員会
教　育　総　務　課

戸田市緑の基本計画（改訂版）

市では、緑地のもつ様々な機能を踏まえつつ、緑の確保や整備、民間の参加や協力等の促進を計画的かつ効果的に推進させるため、平成２４年３月に「戸田市緑の基本計画（改定版）」を策定しています。

計画期間	平成２４年度から令和１２年度（１９年間）
基本理念	**緑と水と心のネットワーク都市・戸田**
計画の６つの重点項目	人と自然が共に生きるまち（自然共生都市） 水と緑が快適な都市環境を支えるまち（水緑環境都市） 緑の中で安心して暮らせるまち（防災都市） 四季の彩りのある美しいまち（景観都市） 多様なレクリエーションの場を備えたまち（公園都市） 緑をとおして市民がふれ合えるまち（市民参加都市）

緑の将来像図

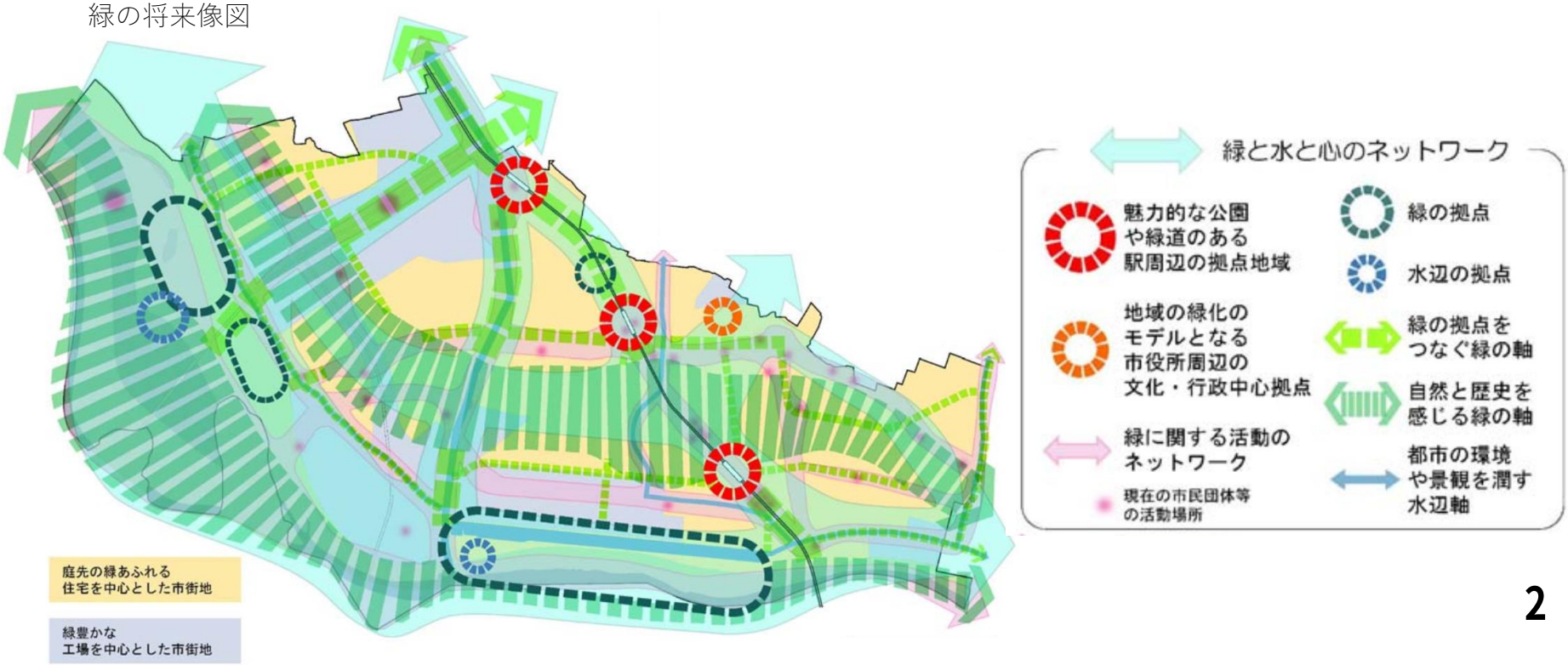

緑の基本計画における学校施設の位置づけ

本計画で扱う「緑」とは、下図を対象としています。公共施設の緑地だけでなく、民間施設の緑地も含まれており、官民が一体となり、緑地を確保していく計画となっています。

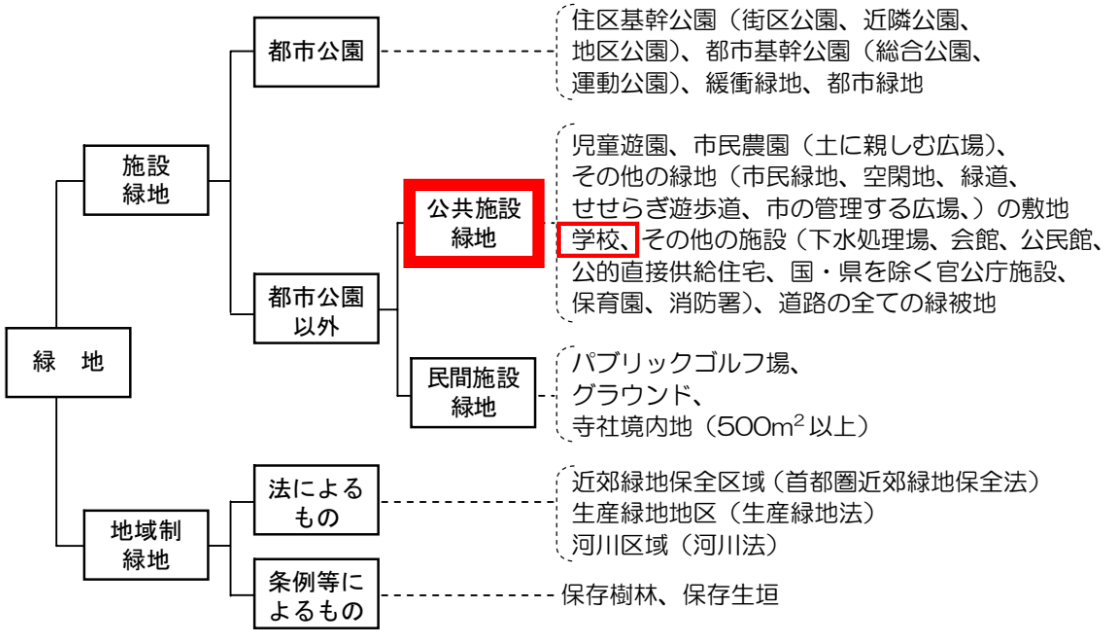

このなかで、学校施設の緑化は「学校の緑化の推進」として、本計画の重点施策に位置付けられており、**水と緑のネットワーク形成**の役割を担っています。

水と緑のネットワークとは、生き物が生息・生育・移動・繁殖する上で重要な自然を保全し、分断された自然をネットワークでつなぐことで、自然の多目的機能を回復させるものです。荒川河川敷の豊かな自然環境から市街地内により多くの生き物を引き込むことを目指しています。

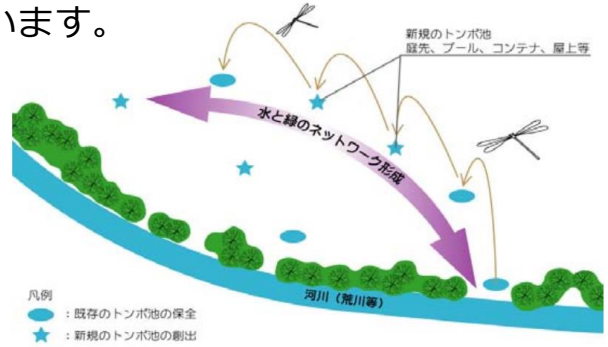

図．ツールによる水と緑のネットワーク形成イメージ（例：トンボたちの池）

学校施設の緑化は、戸田市の緑化の推進を担っている

学校施設における樹木

市内の小中学校では、一定規模の緑を確保しており、高木から低木、芝生などの地被類を敷地内に設置しています。また、樹木は常緑樹や落葉樹の他、果樹や記念樹などがあり、数多くの樹種を管理しています。

低木
自然に育った状態で高さが
約1.5m以下となる樹木

中木
自然に育った状態で高さが
約1.5m～4mに育つ樹木

高木
約4m～5mを超える樹木

樹木について、日頃から様々な管理課題が発生するとことから、年間を通しての計画的な樹木管理が必要となります。

雑草等による景観不良

樹木の枯死

生垣の成長による道路の狭隘

樹木の維持管理

学校樹木の維持管理は、造園業者による年１回の樹木剪定を基本とした業務委託と、校務員による日常的な軽作業を行っています。

また、これらの委託で対応が難しい老朽化した危険樹木の伐採などは、別途、作業により適宜対応をしています。

対象	項目	回数	備考
造園業者 (樹木管理業務委託)	樹木剪定	１樹木 年１回	剪定時期を樹種の適期に合わせ年3回程度に分けて実施 （夏：常緑樹　冬：落葉樹）
	簡易点検	年１回 （剪定時）	剪定時に樹種の状況（不自然な揺らぎや樹木の傾斜等）を確認
	消毒	年１回程度	主に毛虫の発生防止のため、５月から６月に実施
学校校務員 (校務員業務委託)	日常作業	その都度	低木、生垣などの簡易剪定 除草、草刈り 落ち葉清掃

（参考）市で管理している学校施設以外の樹木剪定状況

・公園の樹木　：年１回の樹木剪定（夏：常緑樹　冬：落葉樹）
　落ち葉清掃などを町会により実施
　その他、状況に応じて個別対応

・道路の街路樹：年１回の樹木剪定
　その他、状況に応じて個別対応

学校の樹木は、委託業務により剪定や点検などにより、適宜、健康状態を確認しながら維持管理を行っています。

樹木医を活用した樹木診断

樹木医の活用例

樹木医とは、樹木の生態を理解し、診断及び治療をとおして落枝、倒木などによる人的、物損被害の抑制や樹木の保護・育成に関する知識の普及・指導などを行う専門家です。

学校からの相談

樹高が高く、強風時に幹がなびいている。倒木した場合に敷地内だけに限らず、敷地外への被害も心配される。由来のある樹木ではないので、この際、伐採でもよいのでは。

↓

樹木医の活用

樹木を容易に伐採できないため、健康状態を確認

樹木診断の結果と対応

樹　木　診　断　カ　ル　テ

No. 1　　戸田教育委員会事務局教育総務課

公園名	新曽北小学校	樹木医	柳原 誠司	診断日	令和7 年 1 月 28 日	天候	晴
樹種名	メタセコイア	形状寸法	H= 34.0 m C= 207 cm W= 6.0 m (根元周= 296 cm)				
樹木番号	①	植栽形態	□ 単独樹 □ 植栽帯 ■ 緑地内 □ 他			支柱	□ 良好 ■ なし □ 破損

外観診断	活力	樹勢(枝の伸長量、梢端の枯損、枝の枯損、葉の密度、葉の大きさ、葉色等)	■ 1	□ 2	□ 3 □ 4 □ 5
		樹形(主幹・骨格となる大枝・枝などの枯損及び欠損、枝の密度と配置等)	■ 1	□ 2	□ 3 □ 4 □ 5

	根元	幹	骨格となる大枝
樹皮枯死・欠損・腐朽部(周囲長比率)	■ なし □ 1/3未満 □ 1/3以上	■ なし □ 1/3未満 □ 1/3以上	■ なし □ 1/3未満 □ 1/3以上
芯に達した開口空洞(周囲長比率)	■ なし □ 1/3未満 □ 1/3以上	■ なし □ 1/3未満 □ 1/3以上	■ なし □ 1/3未満 □ 1/3以上
芯に達していない開口空洞(周囲長比率)	■ なし □ 1/3未満 □ 1/3以上	■ なし □ 1/3未満 □ 1/3以上	■ なし □ 1/3未満 □ 1/3以上
キノコ	■ なし □ あり 種名( )	■ なし □ あり 種名( )	■ なし □ あり 種名( )
木槌打診(異常音)	■ なし □ あり	■ なし □ あり	■ なし □ あり
分岐部・付根の異常	■ なし □ あり	■ なし □ あり	■ なし □ あり
胴枝枯れ性などの病害	■ なし □ あり 病名( )	■ なし □ あり 病名( )	■ なし □ あり 病名( )
虫穴・虫フン・ヤニ	■ なし □ あり 種名( )	■ なし □ あり 種名( )	■ なし □ あり 種名( )
スタブカットの有無	■ なし □ あり	■ なし □ あり	□ なし ■ あり
鋼棒貫入異常(貫入長 cm)	■ なし □ あり	建築限界超え	枯枝
不自然な樹幹傾斜	■ なし □ あり	幹 ■ なし □ あり ( )	幹 ■ なし □ あり ( )
巻き根の有無	□ なし ■ あり		
幹を押したときの根元の揺らぎ	■ なし □ あり	枝 ■ なし □ あり ( )	枝 □ なし ■ あり (小枯枝)
ルートカラー	■ 見える □ 見えない(cm)		

診断理由	根元 巻き根(切除可)あり
	幹 H/D比49.3
	大枝 SC、枯枝(小)あり

外観判定	活力	■ おおむね異常なし □ 今後観察が必要 □ 精密診断が必要 □ 撤去(植替え)が必要		
		根元	幹	骨格となる大枝
	おおむね異常なし	■	■	■
	今後観察が必要	□	□	□
	剪定を要する		■	■
	撤去(植替え)が必要	□	□	□
	精密診断が必要	□	□	□
	支柱	■ 処置不要 □ 撤去必要 □ 結束直し必要 □ 再設置が必要		
	判定理由	活力ほか根元、幹、大枝の各部において生育の異常はなかった。		
		樹高と幹胸高直径の比がH/D49.3となっており、強風時の幹折れが懸念される。(H/D＞50で幹破断の危険が高まる)		
		断幹、樹高下げを行い、枝も風荷重を軽減する剪定が必要と思われる。		
外観診断健全度判定		■ A:健全 □ B1:健全に近い □ B2:おおむね健全 □ B3:不健全に近い □ C:不健全		

精密診断判定	部位 (H= 空洞率: %)	部位 (H= 空洞率: %)
	□ 今後観察が必要	□ 撤去(植替え)が必要
	判定説明	

総合判定	健全度判定	■ A:健全 □ B1:健全に近い □ B2:おおむね健全 □ B3:不健全に近い □ C:不健全
	判定理由 総合所見	活力ほか根元、幹、大枝の各部において生育の異常はなかった。
		樹高と幹胸高直径の比がH/D49.3となっており、強風時の幹折れが懸念される。(H/D＞50で幹破断の危険が高まる)
		断幹、樹高下げを行い、枝も風荷重を軽減する剪定が必要と思われる。健全度判定はAとする。
	処置の緊急性	■ なし
		□ あり (□ 撤去・植替え) □ 枝の剪定 □ 支柱の設置・補修 □ その他( )
	処置の内容	□ 特に必要なし □ 要観察(短期) ■ 要観察(長期)
		■ 枝の剪定 ■ 枯れ枝の除去 □ 支柱の設置・補修 □ 撤去・植替え □ 踏圧防止
		□ 土壌改良 □ 施肥 ( ) □ 薬剤処理 ( ) ■ その他(断幹・樹高下げ)
処置結果		□ 観察を要する ( ) □ 処置( ) □ 伐採(植替え □ あり □ なし)

根元、幹、大枝の診断
（樹皮の枯死や病害など）

判定

総合判定
樹木は健全である。
しかしながら
強風時の枝折れの懸念がある。

樹木医からの所見

樹木は残し、樹木の倒木等による被害がないよう、断幹、樹高下げを行い。風荷重を軽減する必要がある。

樹高を34mから15mに
樹高下げを実施する。

今後の課題

近年では、管理をしている公共施設の樹木倒木が見られ、人身事故や物損事故が発生しています。

公共施設樹木の倒木事例

時期	令和5年3月	令和6年6月	令和6年6月
場所	兵庫県・公園	東京都・小学校	広島県・街路樹
原因	幹内部の腐食	根腐れ	根腐れと降雨
損害	中学生の怪我	電柱３本とケーブル等に損傷し停電	けが人等なし

その他、全国的に随所で倒木が発生しています。

倒木による事故を未然に防ぐために、定期的に実施している学校樹木管理委託の中で造園業者による樹木剪定と併せて実施する点検に加え、学校等からの通報により、外観だけでは健康状態に不安があるか不明な樹木については、樹木医診断により、詳細な点検を実施し、健康状態を適宜確認していきたいと考えています。

学校の安全を第一に緑の重要性も考慮し、適切に管理できるよう対応してまいります。

令和7年3月　教育委員提案②

ジェンダーフリー教育について

戸田市教育委員会
教　育　政　策　室

生徒指導提要の記載内容から

12.4「性的マイノリティ」に関する課題と対応

⇒学校生活を送る上で特別の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うことが求められている。

※「性的マイノリティ」とされる児童生徒が求める支援は、当該児童生徒が有する違和感の強弱などに応じて様々。

『生徒指導提要』
（令和４年12月改訂）

教職員の理解を深めることは言うまでもなく、生徒指導の観点からも、児童生徒に対して日常の教育活動を通じて人権意識の醸成を図ることが大切。

具体的な支援の事例

心と体の性別に違和感を持っている児童生徒に対して・・・

項 目	学校における支援の事例
服装	・自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。
髪型	・標準より長い髪形を一定の範囲で認める（戸籍上男性）。
更衣室	・保健室・多目的トイレ等の利用を認める。
トイレ	・職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。
呼称の工夫	・校内文書（通知表を含む。）を児童生徒が希望する呼称で記す。 ・自認する性別として名簿上扱う。
授業	・体育又は保健体育において別メニューを設定する。
水泳	・上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性）。 ・補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。
運動部の活動	・自認する性別に係る活動への参加を認める。
修学旅行等	・1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。

『生徒指導提要』P.269より引用

具体的な支援の事例

市内中学校における標準服については、６校すべての学校でスカートかスラックスかを選択することが可能。

令和６年度笹目中学校生活のきまりより抜粋

	通常期	夏季
男子		
女子		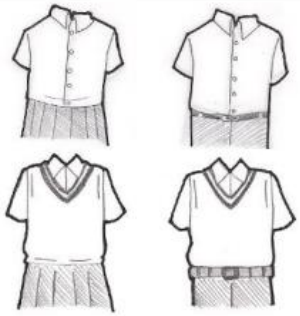

教職員に対する研修

○性的マイノリティをはじめとする、様々な人権課題についての理解を深めるための校内研修会の実施

○管理職、人権教育担当教師等が受講した人権研修会の報告会を各学校にて実施

3	１１月１３日（月）	○性の多様性 「性の多様性をめぐる人権教育の課題」	埼玉大学基盤教育研究センター 准教授　　渡辺　大輔　氏

令和5年度　戸田市民大学講座　受講生募集

人権教育指導者研修会

～人としての尊厳をもち 生きる権利を守るために～

回	日　時	テ　ー　マ	講　師
1	１１月　１日（水）	○高齢者の人権 「こころの健康とからだの健康」	社会福祉法人ばる 理事長　　福本　京子　氏
2	１１月　７日（火）	○同和問題と人権 「暮らしの中の人権」	埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課 課長　　吉岡　秀樹　氏
3	１１月１３日（月）	○性の多様性 「性の多様性をめぐる人権教育の課題」	埼玉大学基盤教育研究センター 准教授　　渡辺　大輔　氏
4	１１月２４日（金）	○障害のある人の人権 「障害のある人の人権～誰もが自分らしくあたり前の暮らしをするために～」	戸田市障害者基幹相談支援センター センター長　猪野　真由美　氏

場　　所　戸田市文化会館３階 ３０４会議室
時　　間　午後２時～３時３０分（受付は午後１時 30 分から）
対象・定員　市内在住・在学・在勤者
・会場での受講　１５名　※先着順
（他に市職員、市人権教育推進協議会会員等参加あり）
・オンデマンド（講座終了後、撮影動画配信）による参加
（期間限定・申込者限定公開）
認定単位数　４単位
申 込 方 法　右下の二次元コードまたは電話・メール・ＦＡＸにて下記まで
※１０月２日（月）８時３０分から申し込みを開始します。電話またはメールでのお申込みの際は、講座名・氏名・年代・電話番号・受講資格（市内在住・在勤・在学のいずれか）、受講方法（会場参加またはオンデマンド視聴）を明記してください。
主　　催　戸田市　戸田市教育委員会　戸田市人権教育推進協議会

【お申し込み・お問い合わせ先】
戸田市教育委員会生涯学習課　（戸田市民大学事務局）
電　話　048-441-1800（内線　３０８）
ＦＡＸ　048-432-9910
メール　simin-daigaku@city.toda.saitama.jp
受講に際し配慮が必要な方はお申込み時にお知らせください。

申込はこちらから！
https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/375/kyo-syogaigaku-jinken-kyoiku.html

県教委作成資料を活用した研修

彩の国 埼玉県

性の多様性に係る
相談対応ハンドブック
（教職員用）

埼玉県マスコット

「コバトン&さいたまっち」

令和5年3月
埼玉県教育局市町村支援部人権教育課

相談対応フローチャート

埼玉県教育局市町村支援部人権教育課

相談者（児童生徒）
↓
教職員（担任・養護教諭等）
↓

相談を受けた教職員による対応 Q１
＊対応のポイント・留意点
□否定・決めつけをせず、相談を肯定的に受容する。
□何に困っているのか聞く。
□誰に話しているのか、情報を共有してよいかを確認する。
□当該児童生徒との対話を継続的に行う。
□必要に応じて相談先などについて情報を提供する。

・普段から、相談しやすい環境づくりを進めることが大切です。
・いじめや差別を許さない生徒指導・人権教育等を行うことが支援の土台になります。
・教職員用リーフレットを参照してください。
＊「ひとりひとりが　自分らしく生きる」

報告・共有

ポイント Q２
・相談を受けた教職員が自分だけで抱え込まない。
・アウティングをしない。

組織としての対応
□基本的姿勢
・状況に応じた個別対応　・当該児童生徒の秘密の厳守
・当該児童生徒の情報管理

□支援のための組織づくり Q３
・構成例：管理職、学年主任、担任、養護教諭、生徒指導主事
スクールカウンセラー、学校医　等
・参考：文部科学省教職員向け資料（Ｐ３・７）

↓

□校内での情報共有等 Q４
・性的マイノリティについての基本的な知識や対応等に関して理解する。
・当該児童生徒・保護者に情報共有の意図を説明し、理解を得る。

↓

□当該児童生徒への支援の実施 Q５
・当該児童生徒・保護者の意向などを踏まえ、個別の事情に応じて進める。
・他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進める。
・カミングアウトについての相談・支援が必要になることもある。

↓

□支援を評価
・教職員による評価の他、当該児童性・保護者からも聞き取りをするなどして、参考にする。

ＰＤＣＡサイクルによる改善・見直し

連携相談 ⇔ 助言支援

専門家・関係機関等 Q６
・スクールソーシャルワーカー
・教育委員会
・大学、支援団体
・医療機関　等

相談窓口
・東京弁護士会
セクシュアル・マイノリティ電話法律相談
０３－３５８１－５５１５
・よりそいホットライン
０１２０－２７９－３３８
＃４がＬＧＢＴＱの相談です
・埼玉県男女共同参画推進センター
With You さいたま
０４８－６００－３８００
・埼玉県立精神保健福祉センター
０４８－７２３－６８１１
・埼玉県立総合教育センター
よいこの電話教育相談
＃７３００または
０１２０－８６－３１９２

性の多様性に対する周囲の正しい理解の促進

⇒学習指導要領に基づく、日常の教育活動を通じた人権意識の醸成

◆保健体育科
〔保健分野〕内容⑵のア
心身の機能の発達と心の健康について理解を深めるとともにストレスへの対処をすること。

◆社会科
〔公民的分野〕内容Ａの⑵現代社会を捉える枠組み
現代社会の見方・考え方の基礎となる枠組みとして、対立と合意、効率と公正などについて理解すること

◆特別の教科　道徳
内容Ｃ　主として集団や社会との関わりに関すること
〔公正、公平、社会正義〕
正義と公正さを重んじ、誰に対しても公平に接し、差別や偏見のない社会の実現に努めること

県教委作成資料を活用した児童生徒への啓発

たくさんの色 ふれ合おう。

（小学校５・６年生版）

性っていろいろあるの？
～あなたと私の色を探していこう～

1.「その人らしさ」を大切にしよう

友だちとの会話の中で、次のような言葉を口にしていませんか？　これらの言葉は、相手をイヤな気持ちにさせてしまうこともあります。どうしてこういった言葉を言ってしまうのでしょうか。

男なのにピンクが好きなんて、女の子みたい。

男の子は料理できないし、手伝わなくていいよ。

外で元気に遊ぶなんて、女の子らしくない。

女の子なんだから、スカートをはきなよ。

「男の子らしさ」「女の子らしさ」を勝手に決めつけていませんか。ピンクが女の子の色という決まりはありません。料理が得意な男の子もいれば、外で元気に遊ぶ女の子もいます。服装だって、好きな服・着たい服は、人それぞれです。

「男の子らしさ」「女の子らしさ」を勝手に決めつけないで、「性別に関係なく、いろんなものを選んだり、いろんなことに挑戦してもいいんだよ」と言ってみましょう。

『性の多様性に係る「児童生徒用リーフレット」（小学校５・６年生版）

たくさんの色 ふれ合おう。

（中学・高校生版）

性のあり方を大切にするには？
～あなたと私の色を探していこう～

1．性のあり方（セクシュアリティ）って？

「性」と聞かれると、男性と女性の２種類を思い浮かべる人が多いと思います。ここでは「性のあり方」について考えましょう。私たちの性は、「①こころの性（性自認）　②からだの性　③好きになる性（性的指向）　④表現する性」の４つの性の組み合わせで考えることができます。

こころの性（性自認）	自分が実感している性別、生きていく性別のこと。男性・女性とはっきり実感する人もいれば、男性女性の両方、男性女性の中間、どちらでもないと実感する人もいます[*1]。
からだの性	生まれつきの体の性別のこと。男性の体にも女性の体にもいろいろな形があります。
好きになる性（性的指向）	恋愛対象とする性別のこと。男性・女性とはっきり思う人もいれば、男性女性の両方、もともと性的欲求や恋愛感情をもたないという人もいます。
表現する性	髪型や服装、言動などで表現したい性別のこと。

これら４つの性は、それぞれ別のものと考えることが大切です。「男性」「女性」以外にも、「男性と女性の両方」「どちらでもない」「男性だけど女性に近い」など、人によって違いがあります。そのため、性のあり方は人の数だけあり、虹の色のような「グラデーション」と表現されています。

こころの性　男 ― 女
からだの性　男 ― 女
好きになる性　男 ― 女
表現する性　男 ― 女

*1　このように、男女どちらでもないと実感している人や、男女で性を決めたくない人は「Xジェンダー」や「ノンバイナリー」と呼ばれます。

『性の多様性に係る「児童生徒用リーフレット」（中学・高校生版）

児童生徒の声を把握するための工夫

- 児童生徒が相談しやすい雰囲気づくり
- 各学校において「心のアンケート」や「学校生活アンケート」を定期的に実施。

児童生徒一人一人の「悩み」や「不安」の早期発見に努めている。

令和６年度学校生活アンケート

このフォームを送信すると、メールアドレスが記録されます

* 必須の質問です

《注意事項》
１　このアンケートはみなさんの状態（じょうたい）を知り、今後（こんご）の学校生活に生かしていきたいと考えて作られたものです。
２　成績（せいせき）とは全く関係ありませんので、率直（そっちょく）に答えてください。
３　希望者（きぼうしゃ）は相談（そうだん）もできます。 ここからアンケート開始となります。

その他、何か悩んでいることがあったら、自由に書いてください。

回答を入力

管理職、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、さわやか相談員、ボランティア相談員が当該児童生徒の秘密を厳守しながら、状況に応じて相談対応を行っている。

資料　ＮＯ．２

報告事項

令和７年第３回教育委員会(定例会)

令 和 ７ 年 ３ 月 ２ １ 日 （ 金 ）

戸 田 市 役 所 ３ 階　 教 育 委 員 室

１　報告事項

ページ

①　令和７年度施政方針・教育関連総括質問及び一般質問等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
（教育総務課）

②　令和６年度未来へはばたく人財育成資金（高校奨学給付金）給付決定者について【秘密会】
・・９
（教育総務課）

③　令和６年度第２回戸田市海外留学奨学生について【秘密会】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
（教育総務課）

④　体罰・性暴力等に係る実態把握について・・１１
（学務課）

⑤　令和７年度高等学校進学予定者数について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【当日配布】
（教育政策室）

⑥　第７７回優良公民館表彰について（下戸田公民館）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
（生涯学習課）

⑦　ＰＴＡの現状報告について・・・１５
（生涯学習課）

⑧　その他

令和7年第3回教育委員会資料

報告事項①

令和7年3月戸田市議会定例会について(自2025.2.20至2025.3.26)

令和7年度施政方針(教育委員会関連抜粋)

≪重点施策≫

- ✓ 子育て世帯への支援については、これまでの第３子以降の給食費無償化に加え、特に教育費の負担が大きい中学生を養育する保護者の経済的負担の軽減を図るため、国の重点支援地方交付金を活用することで、中学生の給食費無償化を開始し、令和８年度以降も継続して実施してまいります。
- ✓ 学校教育の施策については、これまで取り組んできた産官学の連携によるPBLの取り組みをさらに加速させるためのアイテムとして、市内全中学校にハイスペックデジタル工作機械（レーザー彫刻機）を導入します。新たなテクノロジーを活用したものづくりをとおして、子どもたちの知的好奇心を刺激し、これまでよりも創造的な課題の解決を推進してまいります。
- ✓ また、不登校対策については、戸田型オルタナティブ・プランに基づき、昨年、全ての中学校に戸田型校内サポートルーム「きゃんばすルーム」を設置しました。さらに令和７年度からは、学習支援を重要な役割とし、生徒を幅広く支える「きゃんばすサポーター」を配置します。今後も他の学びの場とともに、子供のニーズに応じた誰一人取り残されない教育を実現してまいります。

≪７つの基本目標に沿った主な事業≫

１ 子どもが健やかに育ち、いきいきと輝けるまち

- ✓ 学校の環境整備については、美笹中学校の校舎改築において「こどもまんなか社会」の理念を実現するため、生徒を委員に含めた検討委員会で議論を重ねてまいりました基本計画に基づき、より具体化するための基本設計業務に取り組んでまいります。
- ✓ また、計画的に実施している小中学校のトイレの洋式化やバリアフリー化改修、空調設備更新工事を令和７年度中に完成させるとともに、更新時期を迎えた児童生徒用タブレット端末の更新及び予備機を確保し、引き続き、学びの環境の充実を図ってまいります。
- ✓ 特別支援教育については、芦原小学校の特別支援学級が開設予定であり、全ての小・中学校に特別支援学級の設置が完了します。引き続き、一人一人の状況に応じた教育の充実に取り組んでまいります。

２ 創造性や豊かな心を育むまち

- ✓ 生涯学習の推進については、昨年の美笹公民館に引き続き下戸田公民館が文部科学大臣表彰として「第７７回優良公民館」に選ばれるなど、引き続き、生涯学び、活躍できる環境の充実に向けて、地域人材の活用や産官学との連携を図りながら、学びを通じた人づくり、つながりづくり、地域づくりを進めてまいります。
- ✓ 図書館については、成果連動型民間委託契約方式を導入し、指定管理者による民間ノウハウを最大限発揮することにより、学びの機会の提供に資するサービスの向上を図り、「すべての市民の学びを支援し、情報拠点となる図書館」を目指してまいります。
- ✓ 郷土博物館については、近隣学校等との連携によるアート作品の展示事業を引き続き展開し、来館者が気軽にアート作品に触れる機会を提供するとともに、新たな来館者層の開拓に取り組んでまいります。

令和7年第3回教育委員会資料

市長施政方針に対する総括質問

質問者:戸田の会　酒井　いくろう　議員
質問要旨:
・戸田市こども計画と子育て世帯への支援について(※中学校給食費無償化について)
・美笹中学校の校舎改築について

【答弁要旨】
✓ 子育て世帯への経済的負担の軽減を目的に、まずは、特に教育費の負担が大きい中学生を対象に、市独自の施策として令和7年度から恒久的に実施する。併せて、食物アレルギー等により給食の提供を受けていない生徒や特別支援学校中学部に在籍する生徒に対し、学校給食費相当額を助成する。小学生等の無償化については、現在、国において実施に向け検討している段階ですので、その動向を注視していきたいと考えている。無償化に係る財源については、令和7年度は、国の地方創生臨時交付金を一部活用する。令和8年度以降についても、国の動向も勘案しながら、財源を確保した恒久的な事業として進めていく。
✓ 今年度、ＰＴＡや町会など地域の方々、学校関係者、そして、初めての試みとして、委員として位置づけた生徒を含めた検討委員会で基本計画の検討を進めた。また、専門的知見として計画検討の支援を設計事務所に委託し策定作業を進めてきた。検討委員会での意見としては、安全で安心な学校づくりをするため、防犯対策をしっかりと行うとともに地域が学校を見守れる環境を構築してほしいとの意見が多くあった。また、地域の避難所として、防災機能をしっかりと備えてほしいとの意見も多く出た。これらの意見を受け、計画においては来校者と生徒の出入口を分けるなどセキュリティを高めること、校舎内における防災備蓄倉庫の配置や水害時の垂直避難も想定したものとなっている。次に、教室以外の部屋のスペースの考え方については、今後の生徒数の推移や個別最適な学びと協働的な学びを推進する環境、生徒の意見を取り入れ、生徒同士がコミュニケーションを図れる環境などを考慮したものとなっている。コストの見通しや他校との比較については、設計の段階で建築面積やコストが明らかになることから、現段階でお示しするのは難しい状況にあるが、来年度以降の設計の中で適切なものとなるよう進めていく。

質問者:政策TODA　遠藤　英樹　議員
質問要旨:
・図書館について(※成果連動型民間委託契約方式導入意図について)

【答弁要旨】
本市では、令和4年3月に、第2次戸田市図書館ビジョンを策定し、「すべての市民の学びを支援し、情報拠点となる図書館」を目指し、様々な施策を実施している。図書館の「学び」の機会や居場所づくりは、生涯学習の促進を通じた自己実現や生活の充実感に繋がり、市民の幸福度やウエルビーイングの向上に貢献すると考えている。しかし、現状の課題として、図書館は身近な施設として認知されている一方、コロナ禍だった影響もあり、利用者は減少傾向にある。例えば、本市の一人あたりの貸出冊数3.93冊で、埼玉県平均4.84冊を下回っている。そこで、こうした課題解決のために、全国で初めて、図書館指定管理業務の一部にＰＦＳを導入することとした。成果指標としては、図書館利用の増加は「貸出冊数」で、学びの習慣化は「市民意識調査」で測定し、その評価を支払額と連動させていく。これにより指定管理者がより一層の創意工夫を重ね、図書館サービスの向上と市民の学びの機会の充実が図られることを期待している。

令和7年第3回教育委員会資料

(続)市長施政方針に対する総括質問

質問者:公明党　竹内　正明　議員

質問要旨:

・中学生の給食費無償化について
・全中学校へのハイスペックデジタル工作機械の導入について
・全ての小中学校における特別支援学級の設置完了について

【答弁要旨】

✓ この度の本市の学校給食費無償化は、市独自の施策として子育て世帯への経済的負担の軽減を目的に、高校受験や部活動などで教育費の負担が大きい中学生を対象とした。今後は、令和7年度から恒久的な学校給食費無償化を実施していきたいと考えている。またこれと併せて、食物アレルギー等により給食の提供を受けていない生徒や特別支援学校中学部に在籍する生徒に対し、学校給食費相当額を助成する。小学生等への無償化の拡大については、政府で議論が進めているものと承知している。今後とも、国の動向を注意深く確認していきたいと考えている。

✓ 本市では、これまで、産官学の連携により戸田東小・中学校におけるハイスペックPCや4Kモニター、3Dプリンターを整備した「STEAM Lab」を設置するとともに、各学校においてPBLの取組を進めてきた。私は、これからのテクノロジーの時代に生きる子供たちにとって、本物や一流に触れるSTEAM教育を充実させていうことは極めて重要であると考えている。また、各学校におけるPBLのフェーズを次の段階へ引き上げるためにも、テクノロジー等を活用した「ものづくり」の体験はこれからの時代を生きる生徒たちにとって欠かせないものとなる。その点において、ハイスペックデジタル工作機械は3Dプリンターと比較して材料費や製作時間のコストが小さくなる。しかも、幅広い材料に対して加工ができるため、さまざまな教育活動に活用できるものと考えられる。この工作機械はスピーディーかつ安全性に優れ、布などにオリジナルの印字をすることができるほか、木やアクリル板などに彫刻などの加工もできます。そのため、美術科や技術・家庭科の作品づくりをはじめとする教科の学習だけでなく、総合的な学習の時間においても、これまでより創造的な課題解決に取り組むことができるようになる。こうした生徒たちの普段の生活にない、先端技術のある環境を全ての中学校に整備することで、子供たちの知的好奇心がこれまで以上に喚起され、より自発性や創造性を育むことができるものと大いに期待している。

✓ 令和7年4月から、芦原小学校に特別支援学級を新設することにより市内全ての小・中学校で支援が受けられるようになる。以前は特別支援学級に入るために学区ではない学校に通わなければならないこともあったが、これにより戸田市内のどの学校でも地域の学校に通うことができるようになる。また、現在、通級指導教室については児童生徒や保護者の負担軽減のため、通級担当者が各学校に訪問して指導を行う「巡回指導」という体制づくりを教育委員会で試験的に進めているところである。引き続き、障害のあるなしに関わらず多様なニーズに応じた、きめ細やかな支援を進めていきたいと考えている。

質問者:平政会　榎本　守明　議員

質問要旨:

・生涯学習の推進について

【答弁要旨】

具体的な取組としては、オンデマンド配信や学びのショート動画の作成などICTを活用した学習環境の充実を図り、より多くの市民がいつでも、どこでも学べる機会を提供していく。また、地域の人材や資源等を活用し学びを継続的な学習や活動につなげるキッカケを創出していく。さらに、地域の身近な学習拠点である公民館では、幼児から高齢者、障害の有無を問わず、誰もが気軽に楽しめるユニバーサルデザインeスポーツ体験会など、新たなツールを活用した多世代交流事業も実施する。人生100年時代を迎え、市民誰もが自分の趣味や目標に応じて知識やスキルを学び、豊かな人生を築くとともに、学びの成果が地域づくりにも活かされるよう、引き続き産官学民の協力を得ながら生涯学習環境の充実に取り組んでいく。

令和7年第3回教育委員会資料

(続)市長施政方針に対する総括質問

質問者:日本共産党戸田市議団　本田　哲　議員
質問要旨:
・中学生の給食費無償化が４月から実施される。小学生の給食費無償化も強く求められている。令和８年度から実施すべきではないか
・ハイスペックデジタル工作機械の導入経緯と利用方法は
・「きゃんばすルーム」の運営内容について
・市民参加型の図書館イベントの開催について

【答弁要旨】

- ✓ 本市の学校給食費無償化については、市独自の施策として子育て世帯への経済的負担の軽減を目的に、まずは、高校受験や部活動などで教育費の負担が大きい中学生を対象に、令和7年度から恒久的に実施していく。併せて、食物アレルギー等により給食の提供を受けていない生徒や特別支援学校中学部に在籍する生徒に対し、学校給食費相当額を助成する。小学生の給食費無償化については現在、政府において議論が進められている段階であり、令和8年度を念頭に実施予定とのことから、その動向を注意深く確認していきたいと考えている。
- ✓ 私は、これからのテクノロジーの時代に生きる子供たちにとって、本物や一流に触れるSTEAM教育を充実させていくことは極めて重要であり、各学校におけるPBLのフェーズを次の段階へ引き上げるためにも、テクノロジーを活用した「ものづくり」の体験は、子供たちにとって欠かせないものと考えている。今回、導入のハイスペックデジタル工作機械は、布や木、アクリル板など幅広い材料に細かな加工や彫刻ができるものである。そのため、教科の学習や総合的な学習の時間において、より創造的な課題解決に取り組むことができ、子供たちの知的好奇心をこれまで以上に喚起できるものと大いに期待している。
- ✓ 本市では、「誰一人取り残されない教育」の実現を目指し、「戸田型オルタナティブ・プラン」を掲げ、不登校児童生徒支援を推進している。その取組として、これまで市内全ての小学校に設置した戸田型校内サポートルーム「ぱれっとルーム」やオンラインを活用した学びの場などを整えてきた。こうした本市の取組は、全国から多くの視察があり、大変注目されている。また、市内の中学校においては、昨年度全中学校に校内サポートルーム「きゃんばすルーム」を設置し、さらに令和7年度は、民間教育サービス等への委託により、塾等での指導経験のある「きゃんばすルーム」専任の担当者を全中学校に配置する予定である。不登校等の生徒一人ひとりに応じた学習支援を進めることで、「誰一人取り残されない教育」が一層推進されることを期待している。
- ✓ 現在行っている、市民の企画提案やボランティアの協力によるイベントの事例として、「古民家おはなし会」「赤ちゃんおはなし会」「絵本カフェ」などがあり、本の魅力や読書の楽しさを伝えるイベントとして、市民と協働して実施している。独りで楽しむ読書からみんなで楽しむ読書へと活動の輪を広げ、読書を楽しむ仲間を増やし、小さなつながりを増やすことで、大きな活動へ育つことが期待される。現在行っている取組を継続するとともに、成果連動型民間委託契約方式（ＰＦＳ）を導入することで、更なる創意工夫により、新しい市民参加型のイベントを検討し、市民とともに活動する図書館を目指していく。

令和7年第3回教育委員会資料

一般質問(再質問除く)

質問者:小沼　さゆり　議員
件名:市内小学校における金管バンドについて
質問要旨:
現在市内の小学校金管バンドが多く休止していると聞いている。小学校の頃から楽器に触れられる貴重な機会であり、歴史のある金管バンドの復活を望む声が数多くある。
(1)市内の金管バンドの現状について伺う。

【答弁要旨】
小学校のころから楽器に触れることは貴重な機会であり、過去には、「ふれあいコンサート」で全小学校の金管バンドが一堂に会した時代もあった。子供たち全員の力でできあがった演奏により、多くの感動が生まれるなど、子供たちが貴重な経験を得られる機会であったと考えている。一方で、これまで各校の音楽の教師等が指導を行ってきた中で、指導者の確保・費用面・人事面・運営面など、様々な課題があったことも事実で、その中でも金管バンドの指導者の負担は大きいものであった。そのような背景のもと、現在の市内小学校での金管バンドの取組については、教育課程内のクラブ活動として月１回程度行う他、教育課程外の活動については、教員の業務の状況に応じて可能な範囲で実施をしている。

質問者:野澤　茂雅　議員
件名:子供に対する性暴力防止と日本版ＤＢＳについて
質問要旨:
近年、子供に対する「性暴力・性犯罪」が増加傾向にある。国は2024年６月に「日本版ＤＢＳ(前歴開示及び前歴者就業制限機構)」を導入するための法律「こども性暴力防止法」を成立させ、2026年中に施行する計画である。そこで、子供を性暴力から守り、１件も犯罪を発生させないための本市の対策と対応を伺う。
(1)本市の子供に対する性暴力防止策について。
(2)日本版ＤＢＳの対応について。

【答弁要旨】
(1)子供に対し教職員が、「魂の殺人」とも呼ばれる「性暴力」を行うことは、断じてあってはならず、言語道断である。性暴力は子供たちの尊厳と権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復しない傷を与え、決して許されるものではない。そのため、本市の小中学校では、埼玉県教育委員会が作成している「不祥事根絶防止プログラム」等を活用し、校内の倫理確立委員会等において教員研修を定期的に行っている。また、毎月行っている校長会議では、教育長をはじめ学務課職員から、県内外において未だ教職員による性暴力等の事案が発生していることは言語道断であり、本市においては性暴力の被害者を絶対に出さないという断固たる決意をもつよう、また、教職員に対する研修及び施設・設備の確認の徹底等を繰り返し指導している。さらに、毎年実施している市教育委員会による学校訪問においては、実際に校内の施設を管理職と共に確認しながら回り、必要に応じて改善を指示している。
(2)学校における性暴力等の絶無に向け、日本版DBSの導入は大変重要な役割を果たすものであると捉えている。現在、国において法整備が進められていることから、引き続き、国や県の動向を注視しつつ、適切に対応していく。

令和7年第3回教育委員会資料

(続)一般質問(再質問除く)

質問者:花井　あきこ　議員
件名:デジタル教育について
質問要旨:
保護者からタブレット(パソコン)の使用について、視力の低下、集中力の低下、授業中のタイピングゲーム、自宅でのYouTube視聴、チャット機能が付いたタイピングサイトの使用で不特定の人と接触のリスクなどを危惧する声が届いている。
(1)対策はどのようにとられているか。
件名:グローバル教育について
質問要旨:
文部科学省では、グローバル人材育成推進を目指し「せかい×まなびのプラン」を掲げている。また、昨今では持続可能な社会を考えるＳＤＧｓの理念が広まり、グローバル教育の重要性が改めて注目されている。本市の教育委員会ではどのような取組が行われているか。
(1)今後の具体的推進は。

【答弁要旨】

- ✓ 教育上不適切だと判断されるサイト等へは、フィルタリング機能により市で一括してアクセス制限をしている。ただし、これらのサイトや様々なアプリは日々変化しているため、継続的に監視していくことが必要であり、その対応に学校とともに日々苦慮している。市内すべての学校では、インターネット等の責任ある使い方やグローバル社会に向けた積極的な活用を考える授業に計画的に取り組むなど、いわゆるデジタル・シティズンシップ教育を企業等の知見をいただきながら推進している。授業の中でもあらゆる機会において日頃から1人1台端末を活用する中で、安全なインターネットの使い方を指導している。例えば、学級活動や社会科などの学習において、ＳＮＳなどのツールの特徴や光と影についても学んでいる。学校作成のルールに加え、児童会や生徒会が中心となって、ネット利用に関するルールづくりを行うなど、児童生徒が主体となった活動も市内に広まってきている。なお、端末は家庭でも使用することから、保護者の理解・協力もいただきながら進めていく。

- ✓ 国際社会で活躍できるとだっ子の育成に向けては、学習指導要領に則り、各教科等を通して取り組んでいる。例えば、国際理解教育として諸外国の生活や文化などを調べたり、情報化社会に向けて、1人1台端末を活用して、オンラインで他校や海外とリアルタイムでつなぎ、会話を楽しみながら英語力を磨いたりしている。また、小・中学校９年間の一貫した英語教育を通して、豊かな国際性を身に付けた子供の育成を目指しており、小学校から、生きた英語にたくさん触れることができるように、全小・中学校にＡＬＴを配置している。さらに、教育連携をしている福島県西会津町との交流事業では、中世の英国を再現した福島県の「ブリティッシュ・ヒルズ」に生徒を派遣し、英語体験学習を行っている。今後も引き続き、これらの事業を継続し、世界で活躍できるとだっ子の育成に取り組んでいく。

総括質問、一般質問の詳細については後ほど「戸田市議会本会議録画配信」でご覧いただけます。

令和7年第3回教育委員会資料

令和7年度一般会計当初予算

		令和7年度予算額	令和6年度予算額	比較	備考
目(3)	市史編さん費	11,249	10,026	1,223	款(2)総務費.項(1)総務管理費
項(1)	教育総務費	1,247,869	1,109,598	138,271	款(10)教育費
項(2)	小学校費	2,407,519	5,706,397	▲ 3,298,878	款(10)教育費
項(3)	中学校費	870,010	1,004,094	▲ 134,084	款(10)教育費
項(4)	社会教育費	663,519	628,148	35,371	款(10)教育費、目(3)青少年育成費含む
項(6)	学校給食費	1,726,119	1,595,365	130,754	款(10)教育費
項(7)	教育諸費	49,011	58,648	▲ 9,637	款(10)教育費
合計		6,975,296	10,112,276	▲ 3,136,980	

一般会計総額(64,730,000千円)に占める教育費(体育費529,046千円含む)の割合 **11.6%** (歳出合計の中、民生費が50.0%を占める)

令和7年度海外留学奨学事業特別会計当初予算

令和7年度予算額	令和6年度予算額	比較	備考
9,574	9,607	▲ 33	

令和7年度所属毎の主な新規事業

教育総務課

- **教育PR広報誌制作業務**

【概要】
　戸田市の小中学校、教育改革の取り組みの魅力や知りたい情報等を発信し、未就学保護者への一助となるパンフレットを制作するもの
【予算】
　・委託料　968千円

- **美笹中学校改築等工事設計業務**

【概要】
　学校の環境整備については、美笹中学校の校舎改築において「こどもまんなか社会」の理念を実現するため、生徒を委員に含めた検討委員会で議論を重ねてきた基本計画に基づき、より具体化するための基本設計業務に取り組むもの
【予算】
　・委託料　82,783千円(令和7年度)

戸田市立美笹中学校建替基本計画(令和6年度)

令和7年第3回教育委員会資料

(続)令和7年度所属毎の主な新規事業

学務課

➢ **戸田市立小・中学校養護教諭臨時代替者派遣業務**

【概要】
養護教諭が校外学習に同行して不在になる期間において派遣業者から代替者を派遣するもの

【予算】
・役務費(手数料)　2,614千円

教育政策室

➢ **レーザー加工機・集じん機購入**

【概要】
これまで取り組んできた産官学の連携によるPBLの取り組みをさらに加速させるためのアイテムとして、ハイスペックデジタル工作機械を購入(1中学校3台)するもの

【予算】
・備品購入費　19,958千円

レーザー加工機・粉じん機

➢ **「きゃんばすルーム」学習支援業務**

【概要】
学習支援を重要な役割とし生徒を幅広く支える「きゃんばすサポーター」を配置するもの(中学校)

【予算】
・委託料　18,240千円

学校給食課

➢ **学校給食費助成金**

【概要】
国の重点支援地方交付金を活用することで、中学生の給食費無償化を開始し、令和８年度以降も継続して実施するもの。これに伴い不登校等や特別支援学校中学部に在籍する生徒を養育する保護者に学校給食費相当額の助成金を交付するもの

【予算】
・助成金　7,590千円　中学生給食費無償化に伴う歳入減(令和6年度当初予算比)△203,530千円

生涯学習課

➢ **中央図書館管理運営業務(指定管理)**

【概要】
成果連動型民間委託契約方式(PFS)を導入し、指定管理者による民間ノウハウを最大限発揮することにより、学びの機会の提供に資するサービスの向上を図り、「すべての市民の学びを支援し、情報拠点となる図書館」を目指すもの

【予算】
・委託料　306,956千円(令和7年度、PFS限度額10,000千円含む)
成果指標　①貸出件数　②学びの習慣化に関する評価

学務課

体罰・性暴力等に係る実態把握について

調査対象期間　　令和６年４月１日～令和６年１２月３１日

	１　体罰・性暴力等の件数	２　体罰・性暴力等には該当しないが、アンケートの内容から不適切と思われる指導の件数
小学校	0	1
中学校	0	1
計	0	2

※回答のあった２件の内、小・中学校共に性暴力等に関する報告はありません。

第77回優良公民館表彰　表彰館一覧

No.	都道府県名	市町村名	公民館・施設名	キャッチフレーズ
15	群馬県	前橋市	まえばしもとそうじゃこうみんかん 前橋市元総社公民館	こどもを核とした交流による地域づくり
16	群馬県	嬬恋村	つまごいむらとうぶこうみんかん 嬬恋村東部公民館	村民の絆をつなぐ公民館
17	埼玉県	さいたま市	さいたましりつおおくぼこうみんかん さいたま市立大久保公民館	災害に負けない地域づくりに寄与する公民館
18	埼玉県	戸田市	とだしりつしもとだこうみんかん 戸田市立下戸田公民館	地域とともに皆がWell-beingとなる場所を目指して
19	埼玉県	深谷市	ふかやしふじさわこうみんかん 深谷市藤沢公民館	人生100年時代！高齢者から広がる地域の輪
20	神奈川県	平塚市	ひらつかしりつふじみこうみんかん 平塚市立富士見公民館	学び合い、学び会う富士見楽校
21	神奈川県	平塚市	ひらつかしりつきさわこうみんかん 平塚市立吉沢公民館	思い出を共有する場所
22	神奈川県	相模原市	さがみはらしりつおおさわこうみんかん 相模原市立大沢公民館	全力で遊ぼう！ 全力で学ぼう！ そして輝ける親子の未来を！
23	新潟県	糸魚川市	いとがわしのうちくこうみんかん 糸魚川市能生地区公民館	YES! NOU公民館 ～花咲くまちづくり～
24	富山県	高岡市	たかおかしりつふくおかこうみんかん 高岡市立福岡公民館	福岡から全国へ！ ICTでひろがる交流の輪　さあ出かけようときめきの旅
25	富山県	朝日町	あさひちょうりつささがわこうみんかん 朝日町立笹川公民館	ホタルの里 笹川　～豊かな自然環境を後世へ～
26	石川県	津幡町	つばたまちいのうえこうみんかん 津幡町井上公民館	人とひとを「むすぶ」公民館
27	石川県	金沢市	かなざわしまつでらこうみんかん 金沢市松寺公民館	地域の絆で守り育てよう！
28	福井県	越前市	えちぜんしきたひのこうみんかん 越前市北日野公民館	公民館のキャッチフレーズは“いこ どこ よこよこ”
29	福井県	福井市	ふくいしくにみこうみんかん 福井市国見公民館	防災は絆づくりと事前対応～避難は向こう三軒両隣で
30	山梨県	甲斐市	かいしふたばこうみんかん 甲斐市双葉公民館	だれでも学ぼう　だれでも楽しもう
31	長野県	松川村	まつかわむらこうみんかん 松川村公民館	住民のアイデアをカタチにする公民館
32	長野県	安曇野市	あづみのしほりがねこうみんかん 安曇野市堀金公民館	地域の課題解決に資する機会の場を大切に
33	長野県	長野市	ながのししののいこうりゅうせんたー 長野市篠ノ井交流センター※	人づくり つながりづくり 地域づくり
34	岐阜県	垂井町	たるいちょうふちゅうちくまちづくりせんたー 垂井町府中地区まちづくりセンター※	人・自然・歴史・文化でつなぐ地域の未来
35	静岡県	静岡市	しずおかしりょうごうちしょうがいがくしゅうこうりゅうかん 静岡市両河内生涯学習交流館※	地域に寄り添い、親しまれる交流館
36	静岡県	浜松市	はままつしたかだいきょうどうせんたー 浜松市高台協働センター※	地域も野菜も育ててつながる居場所づくり
37	静岡県	静岡市	しずおかしにしなしょうがいがくしゅうせんたー 静岡市西奈生涯学習センター※	歴史文化を守ろう、伝えよう
38	愛知県	犬山市	いぬやましなんぶこうみんかん 犬山市南部公民館	「であい・ふれあい・まなびあい」に向けて
39	愛知県	碧南市	へきなんしりつたなおこうみんかん 碧南市立棚尾公民館	世代を超えて繋がる笑顔の拠点

※・・・ 公民館と同等の施設

地域とともに皆がWell-beingとなる場所を目指して

戸田市立下戸田公民館（埼玉県）

中学生チャレンジ事業(3日間の職場体験)

地元のイタリア料理店のシェフを講師に招いた料理

公民館の沿革・年表

昭和５１年　戸田市立東部福祉センター（昭和49年開設・図書室併設）内に複合施設として下戸田公民館設置
平成２６年　２階ロビーに多世代交流ひろば設置
平成３１年　市民のICT活用の支援を図るため、スマホ・パソコン質問コーナーを開催
令和　元年　いいとだスポット（フリーWi-Fi）設置
令和　５年　一部貸室のWi-Fi利用整備
デジタルデバイドの解消を図るため、スマホ・パソコン相談と同時開催としてICT活用ミニ講座を開催

左図・写真の説明など（PRポイントなども可）

●中学生社会体験チャレンジ事業(3日間の職場体験)
中学生チャレンジ事業(3日間の職場体験事業)の中で、公民館の認定サークルの活動状況の把握や会員の方々との交流を図るため、サークル活動体験を実施。中学生も陶芸未体験だったため、体験を通じて新たな発見につながり、世代間交流の場にもなった。
●地元のイタリア料理店のシェフを講師に招いた料理教室
地元で人気のあるイタリア料理店のメインシェフを講師として料理教室を開催。募集定員の4倍の申込があり、落選者等の強い希望によりレシピをホームページに公開。若い世代にも関心が高い講座を実施している。

公民館情報				
	1．公民館対象人口	40379人	3．来館者のインターネット接続環境	有線・無線の両方
	2．建物設置年月日	昭和51年11月1日	4．来館者のインターネット接続最大端末数	100台

5．運営主体	☑ 市町村教育委員会　☐ 指定管理者（　　）　☐ その他（　　）
6．来館者数	☑ 学級・講座　1505人　☑ 貸館、サークル活動　72851人　☐ 講演会、展示会等　人　☐ その他　0人（　　）　合計　74,356人
7．職員数	☐ 専任　0人　☑ 兼任　4人　☑ 非常勤　2人　☐ ボランティア協力者　0人（職員のうち社会教育主事有資格者の数　0人　職員のうち社会教育士の数　0人）　合計　6人
8．予算	☑ 市区町村予算　☐ 委託金　☐ 自治組織等予算　☐ 寄附等　☐ その他（　　）
9．公民館運営審議会	☑ あり　☐ なし　☐ その他（　　）
10．公民館が実施している、もしくは、関わっている取組・事業の分類	☑ 子育て支援　☑ 家庭教育支援　☑ 子どもの体験活動　☐ 子ども食堂 ☐ 若者のまちづくり参画　☑ 健康づくり　☑ 高齢者の学び支援　☐ 障害者の学び支援 ☑ ICTの活用　☐ 防災　☑ 地域学校協働活動　☐ コミュニティ・スクール ☐ ボランティア養成　☑ 地域資源を活用したまちづくり　☐ 日本語を母語としない住民の学び支援　☐ 自主夜間中学 ☐ その他（　　）
11．施設の特徴、魅力	☑ 複合施設（☑ 図書館　☐ 学校　☐ 生涯学習センター　☑ その他（東部福祉センター、東部連絡所）） ☑ 自由記述（バスケットボールやバトミントン、卓球が楽しめる体育室有。）
12．各種事業等で連携・協働している団体等（団体名記述）	☐ 幼稚園・保育所　☑ 小中学校　☐ 高校　☐ 大学 ☑ 企業　☑ NPO　☑ 各種団体　☑ 行政機関 ☑ 図書館　☐ 博物館　☐ 青少年教育施設　☐ その他 （戸田市立戸田東小学校、戸田市立戸田東中学校、戸田市立喜沢小学校、戸田市立喜沢中学校、NPO法人戸田ほっと社会館、NPO法人戸田市ITボランティアの会、戸田市立図書館、（公財）埼玉県下水道公社荒川左岸南部支社、市内事業所、戸田市商工会、戸田市役所）

戸田市立下戸田公民館
OPEN　8:30～21:30　HP　https://www.city.toda.saitama.jp/
TEL　048-443-1021　SNS　https://www.facebook.com/todacity/?locale=ja

１．取組を進めた要因・背景、地域課題、住民ニーズなど

●戸田市は荒川を境に東京に隣接し、彩湖・道満グリーンパークや戸田ボートコースをはじめとする水と緑の潤いにあふれるまちであり、また、埼玉県調査で29年連続、平均年齢が最も低く、「県内一若いまち」を維持している。
●下戸田地区は、大規模マンションが多く建設されている住宅密集地域であり、また、戸田市の外国人の概ね40%が居住している。下戸田公民館は、同地域の活動、及び学びの拠点として設置されているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者の減少に加え、学校など地域との関連性が絶たれてしまっているのが大きな課題となっている。
●公民館の講座やイベントは、毎年同じ内容を繰り返し実施しているものが多く、参加者や年齢層も固定化していた。

２．取組内容（力を入れている活動、特徴的な活動、地域課題解決の活動、運営の工夫など）

[公民館まつりの活性化(学校、NPO法人との綿密な連絡・協力の促進)]
公民館まつりは、新型コロナウイルス感染症の影響により一時期中止していたが、令和４年度から再開。再開するにあたり、サークルの活動発表のみならず、多世代交流・地域との結びつきを強化するため、若い世代の来場者を招く取組に力を入れている。
○近隣の小中学校に協力を依頼し、児童生徒が描いた絵画の作品展示を実施した。教員の働き方改革も踏まえ学校側と実施手法を調整しながら開催した。作品の運搬や展示作業は公民館職員が行い、出展単位を学級ごとにするなど学校も参加しやすい環境を整えた。子供たちの作品展示により、多世代の利用につながった。
○未就学児から小学校低学年をターゲットに、市内で子育て支援活動を行っているNPO法人と連携し、「とだっ子縁日」と題して、子どもが様々な遊びを体感できる場を設け、館の賑わいの創出に寄与した。
[小中学校との連携(地域学校協働活動)]
下戸田公民館が学区内となっている近隣小中学校との連携事業として、小学生のまち探検や中学生社会体験チャレンジ事業（３日間の職場体験）などの積極的な受け入れを行い、子どもたちの公民館利用のきっかけをつくっている。
[講座計画の改善(子どもの体験活動の充実、地域の特色を生かした多様な学習)]
令和５年度から講座計画の大幅な見直しを行い、地域人材の活用や小中学生の課題関連講座、外国文化の紹介など、より地域や多世代・多文化交流の促進を図る内容としている。

公民館まつり　とだっ子縁日

韓国語の基礎と歌や文化を
楽しく学ぼう

３．取組による成果や効果

○公民館まつりでの小中学校の作品展示に関しては、年度当初から小中学校との調整を進め、教員の負担軽減の取組を理解してもらうことで、近隣４校、合計８３点の児童生徒作品の出展を得る結果となった。この作品展示ととだっ子縁日により、未就学児、小中学生、子育て世代の参加を多く促すことができ、来場者数全体の底上げ(前年548人→778人に増加)と、そのうち、子どもの来場者の大幅に増加する結果となった(前年38人→163人に増加)。
○講座計画では、新たに、子どもの体験型講座、地元のイタリア料理店のシェフを講師に招いた料理教室や韓国語・英語の文化や歌を学ぶ講座など、より多様なニーズに対応することができ、受講者アンケートの満足度平均の向上(前年86%→90%へ増加)に繋がった。

公民館まつり小中学校作品展示

４．取組の検証・改善を行う仕組み・方法

公民館での講座計画をはじめ、様々な事業に関しては、戸田市公民館運営審議会にて審議、報告を行っている。同審議会では、小中学校校長、町会長、PTA、商工会、埼玉県家庭教育アドバイザーなど地域の実情に詳しい方々が参画し、地域での学びの拠点となる公民館事業に対する意見交換を行っている。

５．公民館として大切にしていること、大切にしている考え

地区特性としての多世代及び多様性を受け入れながら、地域の人材や事業者などと協力・連携体制を構築・維持していく。また、「つながりづくり」や「まちの活性化」にもつながる、地域の生涯学習に寄与する公民館事業を展開していけるよう、小中学校とも連携した地域交流の強化を意識している。

冬休み子ども書初め教室

６．これから公民館をどのようにしていきたいか。次の仕掛けやビジョンなど

小中学校をはじめとする地域との協力関係強化を図ることで、より親しまれ、かつ、多くの市民に利用される公民館として、さらなる事業展開を進めていきたい。そのうえで、子どもから高齢者まで多世代・多様な人々が活躍する地域づくりの一助となるよう、持続可能な学びの場を提供していきたい。

夏休み子ども水彩画教室

報告事項⑦

令和７年３月　　教育委員会報告

PTAの現状報告について

戸田市教育委員会事務局
生涯学習課

戸田市PTAの現状について

○戸田市では、**全小・中学校においてPTAが組織**されている。

○PTA相互の連絡調整や事業実施のため、各校PTA会長で構成される「**戸田市公立学校PTA連合会**」が組織されており、全体事業や定期的な会議を開催している。

○令和2年度から全てのPTAにおいて、**任意加入方式**となっており、おり、小・中学校全体の**加入率は90.38%**（令和6年10月1日現在）となっている。

※加入率の最高：100%(7校)、最低：56.19%

○市としては単位PTAやPTA連合会に対し、**「財政支援（社会教育関係団体として補助金の交付）」**や**「家庭教育支援（家庭教育学級の補助や支援）」**等をサポートしている。

戸田市PTAの現状について

※令和6年10月1日現在
（児童数は令和6年5月1日現在）

学校名	児童数	会員数（家庭数）	PTAに加入していない家庭数	加入率
戸田第一小	818	622	58	91.5
戸田第二小	908	681	46	93.7
新曽小	725	558	5	99.1
美谷本小	316	290	0	100.0
笹目小	256	173	38	82.0
戸田東小	1,076	853	0	100.0
戸田南小	767	615	0	100.0
喜沢小	423	195	152	56.2
笹目東小	606	521	0	100.0
新曽北小	674	425	13	97.0
美女木小	637	401	141	74.0
芦原小	682	536	31	94.5
戸田中	667	448	183	71.5
戸田東中	549	399	0	100.0
美笹中	281	219	37	85.5
喜沢中	513	496	0	100.0
新曽中	1,003	742	232	76.2
笹目中	677	625	0	100.0
計	11,578人	8,799世帯	936世帯	90.38%

戸田市PTAの現状について

PTAの主な活動内容

【各校単位PTA】

各種学校行事協力、卒業記念品贈呈、広報誌発行、登下校サポート、給食試食会、入学式・卒業式フォトパネル設置、花植え活動、トイレ清掃ボランティア、PTA交流会、高校訪問（中学校）、制服等リサイクル・リユース活動（中学校）など

【市公立PTA連合会】

定期総会、会長会、PTA会員の交流事業等

令和6年度優良PTA文部科学大臣表彰について

美谷本小学校PTAが令和6年度優良PTA文部科学大臣表彰を受賞

優良PTA文部科学大臣表彰は、PTAの健全な育成、発展に資することを目的として、PTAの本来の目的・性格に照らし、優秀な実績を上げているPTAを表彰するもの。

令和６年度は全国から112団体が被表彰団体として選出。

(小・中学校PTAは全国約30,000団体)

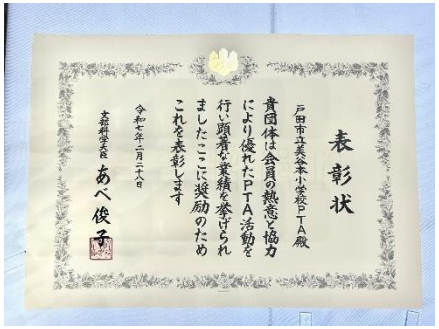

戸田市立美谷本小学校PTAの取組

【交通安全強化＿全家庭に横断旗の配布＆登下校見守りMAPの作成】

取組概要

交通安全横断旗の配布とアプリ内の当番表・見守りMAPの共有により、保護者の負担を軽減し、誰でもいつでも交通安全活動ができる環境を整備

①けやキング横断旗

②登下校見守りMAP

③PTA会員専用アプリの導入
・当番表の掲載

美谷本小学校PTAホームページ
（地域旗振りサポーター募集）

PTAの課題と今後の取組について

課題

【活動面】
- 活動内容が分かりづらい
- 活動内容の見直し
- 役員の負担集中

【組織面】
- 加入率の低下
- 役員の担い手不足
- 会費徴収のあり方
- 繰越金の取扱い

【家庭教育支援】
- 家庭教育学級の減少
- 役割の低下

課題解決に向けて

【活動面】
- **SNS、ホームページ等を活用**した活動周知 ⇒ **活動の見える化**（PTA）
- **事業内容の精査**（PTA）
- **アプリを活用**し協力者を募集（PTA）

【組織面】
- 市とPTAの**課題の共有**（PTA・市）
- 運営方法や各種事業等について市と**意見交換**を実施（PTA・市）
- 活動状況に即した**適正な財政補助**を検討（市）

【家庭教育支援】
- **家庭教育支援の短編動画**を作成し、**各家庭に情報提供**（市）
- **家庭教育アドバイザー**や**出前講座**の紹介（市）

PTAへの支援を引き続き継続し、PTAと意見交換を行いながら、
より時代に即した活動内容や財政支援へシフトを促していく

令和７年３月卒業予定者の進路等について

令和７年３月１７日現在

１　在籍数　　１，２５１名（男子　６５２名　　女子　５９９名）

２　県公立高等学校入学予定者数（６０３名）（４８．２%）　　R6　４９．０%

	令和　７　年　度	令和　６　年　度
男　子	３０７	２７８
女　子	２９６	３０９
計	６０３	５８７

３　私立高等学校等入学予定者数（４９８名）（３９．８%）　　R6　３８．０%

	令和　７　年　度			令和　６　年　度		
	県　内	県外	計	県　内	県　外	計
男　子	１６９	９７	２６６	１６３	６４	２３８
女　子	１５３	７９	２３２	１１８	１０９	２５１
計	３２２	１７６	４９８	２８１	１７３	４８９

４　上記以外の高等学校他入学予定者数（１２１名）（９．７%）R6　１０．０%

	男子	女子	計
国立高校	1	0	1
県外公立高校	2	1	3
高等専門学校	3	0	3
特別支援学校高等部	9	5	１４
サポート校（含通信制）・専修（専門）学校	４８	５２	１００
計	６３	５８	１２１

５　その他の進路（２９名）（２．３%）　　R6　３．０%

	男子	女子	計
欠員補充を受検 就職・未定・家事手伝い等	１６	１３	２９